

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、固定局の免許を受けようとする者が、申請書に記載しなければならない事項を掲げたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 目的
- ②
- ③ 通信の相手方及び通信事項
- ④ 無線設備の設置場所
- ⑤ 電波の型式並びに 及び空中線電力
- ⑥ 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。）
- ⑦ 無線設備（電波法第30条（安全施設）の規定により備え付けなければならない設備を含む。）の工事設計及び
- ⑧ 運用開始の予定期日

A	B	C
1 開設を必要とする理由	発射可能な周波数の範囲	工事費の支弁方法
2 開設を必要とする理由	希望する周波数の範囲	工事落成の予定期日
3 申請者が現に行っている業務の概要	発射可能な周波数の範囲	工事落成の予定期日
4 申請者が現に行っている業務の概要	希望する周波数の範囲	工事費の支弁方法

[2] 次の記述は、固定局の再免許の申請の期間について述べたものである。無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 固定局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が 以内である固定局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ② 免許の有効期間満了前 以内に免許を与えられた固定局については、①の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C
1 3箇月以上6箇月	3年	2箇月
2 3箇月以上6箇月	1年	1箇月
3 1箇月以上3箇月	1年	2箇月
4 1箇月以上3箇月	3年	1箇月

[3] 無線設備の型式が総務大臣の行う検定に合格した機器でなければ施設してはならない（注）ものに関する次の記述のうち、電波法（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 4 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **A** からの許容することができる最大の偏差をいい、 **B** で表わす。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の **C** に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 **C** の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

	A	B	C
1	特性周波数の基準周波数	100万分率又はヘルツ	0.5パーセント
2	特性周波数の基準周波数	100万分率	0.1パーセント
3	特性周波数の割当周波数	100万分率又はヘルツ	0.1パーセント
4	特性周波数の割当周波数	100万分率	0.5パーセント

[5] 高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- その高さが人の歩行その他起居する平面から0.5メートル以上のものでなければならない。ただし、0.5メートルに満たない高さの部分が人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付及び返納について述べたものである。無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を **A** ために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - B**
 - 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）
- ② 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、 **C** にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

	A	B	C
1	破り、若しくは失った	写真1枚	1箇月以内
2	破り、若しくは失った	写真2枚	10日以内
3	汚し、破り、若しくは失った	写真2枚	1箇月以内
4	汚し、破り、若しくは失った	写真1枚	10日以内

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 **A**、識別信号、 **B** は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うために **C** であること。

	A	B	C
1	無線設備	電波の型式及び周波数	必要かつ十分なもの
2	無線設備	通信方式及び周波数	必要最小のもの
3	無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	必要最小のもの
4	無線設備の設置場所	通信方式及び周波数	必要かつ十分なもの

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。

[9] 次の記述は、固定局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次に掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。

- ① 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により無線設備が第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の **A** その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- ② 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の規定により無線局の発射する **B** が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して **C** 電波の発射の停止を命じたとき。
- ③ 総務大臣が②の命令を受けた無線局からその発射する **B** が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ④ 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	修理	電波の質	臨時に
2	修理	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて
3	運用の停止	電波の強度	臨時に
4	運用の停止	電波の質	3箇月以内の期間を定めて

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が **A** においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **B** に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により **B** に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
- ③ ①の規定による処分に違反した者は、 **C** 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	発生した場合	無線局	2年
2	発生した場合	電気通信事業者	1年
3	発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある場合	無線局	1年
4	発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある場合	電気通信事業者	2年

[11] 総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数又は空中線電力の指定の変更に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局の周波数の指定の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局が他の無線局に混信妨害を与えていると認めるときは、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、電波の能率的な利用の確保その他特に必要があると認めるときは、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。

[12] 無線局の免許がその効力を失ったときに免許人であった者が執らなくてはならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第24条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく免許状を廃棄する。
- 2 1箇月以内に免許状を総務大臣に返納する。
- 3 3箇月以内に免許状を総務大臣に返納する。
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写しとともに免許状を2年間保存する。